

亀岡市議会議員一般選挙電子投票支援業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、令和9年2月4日に任期満了を迎えることから、令和9年1月に執行を予定している亀岡市議会議員一般選挙において、電子投票システムを導入し、円滑かつ適正な選挙運営を行うための実施支援業務に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名称 亀岡市議会議員一般選挙電子投票支援業務
- (2) 業務内容
別紙「亀岡市議会議員一般選挙電子投票支援業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和9年2月26日(金)まで
(※選挙執行後の事後処理期間を含む)
- (4) 業務場所 京都府亀岡市域(亀岡市選挙管理委員会が指定する場所)
- (5) 提案限度額 37,000千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)
※上記金額には、電子投票を実施するために必要な機器の導入費用のほか、運用面での人的サポート、保守、啓発、消耗品費等に選挙事務が支障なく、公正適正に、確実に執行できる経費を含めるものとする。
- (6) 調達方法
電子投票システムの調達方法はレンタルとする。ただし、投票データを記録する電磁的記録媒体、記録媒体を保護するケース(封印シール含む)等は、買取りによる調達とする。

3 実施形式 公募型

4 日程(予定)

項 目	期 日
公募開始	令和 8 年6月30日(火)
質問の受付	令和 8 年7月7日(火)午後4時30分まで
質問に対する回答	令和 8 年7月13日(月)
参加申込書の提出期限	令和 8 年7月17日(金)午後4時30分まで
提案資格確認	令和 8 年7月23日(木)午後4時30分まで
企画提案書及び見積書の提出期限	令和 8 年7月31日(金)午後4時30分まで
審査会(プレゼンテーション)	令和 8 年8月7日(金)に実施
審査結果通知・公表	令和 8 年8月中旬

5 参加資格

- (1) 国や地方公共団体等の指名停止を受けていないこと。ただし、公告から契約締結日までの期間とする。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (4) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 役員等(参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号。以下この号において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号にお

- いて同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 業務一括を再委託しない者であること。

(7) 採用する電子投票システムについては、総務省の電子投票システムの技術的条件に係る適合確認実施要綱に基づき実施される適合確認検査において、技術的条件を満たしていること。ただし、現時点で当該適合確認を申請中である等の理由により、本プロポーザルへの参加時点で当該要件を満たしていない場合であっても、審査会(プレゼンテーション)の実施日前日までに確実に適合通知を受ける見込みがある者に限り、参加を認めるものとする。

(8) コンソーシアムでの参加も可能とする。その場合、代表者及びその他の構成員すべてが上記(1)から(6)までの要件を満たすこととする。ただし、(7)の要件については、コンソーシアムの構成員のうち、実際に電子投票システムを提供・運用する者が満たしていれば足りるものとする。なお、コンソーシアムで参加する場合は、代表者を定め、構成員の役割分担を明確にしたコンソーシアム届出書兼委任状(様式8)及び協定書(様式9※)を提出すること。なお、契約締結に至った場合は、当該コンソーシアムの代表者で行うものとする。

※協定書については、当該様式(様式9)にこだわるものではない。従前より、同様の業務において、協定等を締結している場合等については、当該協定書等の写しを提出することでこれに代わるものとする。

6 参加申込の手続

(1) 提出書類

- ア プロポーザル参加申込書(様式1)
- イ 事業所概要(様式2)
- ウ 業務実績書(様式3)
- エ 予定担当者調書(様式4)
- オ 亀岡市における入札参加資格審査申請受付書

※上記提出書類は、参加を希望する営業所について記載すること。

カ 採用する電子投票システムにおける電子投票システムの技術的条件に係る適

合確認実施要綱(総務省策定)に基づく検査確認結果報告書(写し)
※コンソーシアムでの参加の場合は、そのうちの1者が提出することで足りるものとする。

キ コンソーシアム届出書兼委任状(様式8)※該当者のみ

ク 協定書(様式9)※該当者のみ

(2) 部 数 各1部

「亀岡市競争入札参加資格者でない場合」は、次の書類もあわせて提出してください。
(提出部数各1部)

(1) 法人にあつては、商業登記簿謄本(現在事項証明書、履歴事項全部証明書でも可)

(2) 個人にあつては、住民票等住所がわかる証明書

(3) 法人にあつては、本社分の直近年度の消費税及び地方消費税納税証明書(その3又はその3の3)、市町村税の納税証明書(滞納がないことが確認できるもの)
※提出日3箇月以内に発行されたもの

(4) 個人にあつては、直近年度の消費税及び地方消費税納税証明書(その3又はその3の2)、市町村税の納税証明書(滞納がないことが確認できるもの)
※提出日3箇月以内に発行されたもの

(5) 誓約書(様式10)及び役員等調書(様式11)

(6) 支店・営業所の場合、本社の委任状

(7) その他、条件により登録証明書(必要な資格の確認)

(3) 提出方法 持参又は郵送

※郵送の場合は、期限必着のこと。なお、何らかの理由により未達の場合であっても、期限後の提出は認めない。ただし、(1)提出書類の力に規定する電子投票システムの技術的条件に係る適合確認実施要綱(総務省策定)に基づく検査確認結果報告書(写し)については、提出期限時点において提出ができない状況であっても、審査会(プレゼンテーション)前日の午後4時30分までに提出することができれば、参加を認めるものとするが、提出できない場合は、参加資格を満たさない者として失格扱いとし、審査会(プレゼンテーション)の参加を認めない。

(4) 提出場所 「16 事務局」に記載のとおり

(5) 提出期限 令和8年7月17日(金)午後4時30分まで

7 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答は、次のとおりとする。

(1) 受付期間 令和8年7月7日(火)午後4時30分まで

(2) 受付方法

LoGo フォーム(<https://logoform.jp/form/JbYC/1639802>)

又は質問書(様式5)に記入の上「16 事務局」まで電子メール又はFAXで提出すること。なお、何らかの理由により未達の場合にあっても、受付期間終了後の質問は受け付けない。

(3) 回答日及び回答方法

令和8年7月13日(月)午後4時30分までに亀岡市のホームページにて公開する。

(4) 質問内容

質問内容は、参加申込及び企画提案書等に関するもののみとし、審査(評価)に関する質問は一切受け付けない。



8 企画提案書の提出方法

「6 参加申込の手続」により参加申込した事業者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

(1) 提出書類 「9 企画提案書について」に記載のとおり

(2) 提出方法 持参又は郵送

※郵送の場合は、期限必着のこと。なお、何らかの理由により未達の場合であっても、期限後の提出は認めない。

(3) 提出先 「16 事務局」に記載のとおり

(4) 受付期間 令和8年7月31日(金)まで

※受付は、土日、祝日を除き、午前9時から午後4時30分まで
(正午から午後1時までを除く。)

9 企画提案書について

企画提案書は次のとおりとする。

(1) 内 容

ア 企画提案書表紙(様式6)

- ・正本には、会社名称、所在地、代表者名及び代表者印を記載押印すること。
- ・副本には、可能な限り会社名称、所在地、代表者名など企業名が特定できる情報は記載しないこと。

イ 企画提案書

- ・様式自由とするが、用紙はA4を基本に、A3の場合は折り込みにする。

- ・印刷はカラー、白黒を問わない。
- ・20ページ以内とし、提案内容は簡潔に表現すること。
- ・仕様書「3 業務の内容」に示す各項目について記載すること。また、仕様書に示す項目のうち、提案により変更したい内容があれば記載すること。

ウ 業務工程表(様式任意)

エ 参考業務見積書及び内訳書(任意の様式とするが、金額は税込みとし、提案限度額以下の金額とすること。また、提出の際には封入し割印をしておくこと。)

(2) 提出部数 【紙】正本1部、副本5部

10 審 査

参加要件を満たすと認められた事業者に対し、亀岡市議会議員一般選挙電子投票支援業務委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、別表「審査項目」に基づいたプレゼンテーション審査を実施する。なお、当該プレゼンテーション審査は非公開とする。

- (1) 日 時 電子メールにて別途通知する。
- (2) 場 所 亀岡市役所
- (3) 出席者 出席者は3名以内とする。
- (4) 所要時間 60分以内(準備 10分、説明30分(デモンストレーションを含む)、委員によるデモ機操作10分、質疑応答 10分)

※ デモンストレーションについては、投票所に見立てた会場において、実際の記載台(3連×2)を用いた上で、デモ機を使用した一連の投票動作(受付から投票完了まで)を実演すること。その際、高齢者を含めた有権者及び投票所スタッフ双方の視点から操作性を確認できる内容とすること。なお、デモンストレーション終了後、選定委員会の委員が直接デモ機を操作し、システムの挙動や操作感を確認する時間を設けるものとする。

- (5) 内 容 説明は企画提案書に記載した内容とし、新たな資料の配布は認めない。
- (6) 使用機器 パソコンは参加者が用意すること。電源、プロジェクター、スクリーン、ディスプレイケーブル、延長コード、記載台は本市で用意する。ただし、提案されるシステムの形状により記載台への設置が困難な場合は、別途協議するものとする。

11 企画提案者がいない場合

企画提案者がいない場合は、選定委員会において手続を終了するのか又は参加資格等を見直して再公募するのかを協議し決定する。

12 結果通知等

(1) 優先契約交渉事業者の決定

企画提案評価項目(主観的評価)における評価点の合計が、当該評価項目の満点の6割に満たない企画提案者については、客観的評価(価格点等)の点数に関わらず失格とする。

選定委員会の審査において、前段の規定により失格となった者を除く企画提案者のうち、最高評価点を得た者を優先契約交渉事業者の候補者(以下「候補者」という。)として決定する。最高評価点を得た者が複数のときは、企画提案評価の項目で一番評価の高い者を候補者とする。

ただし、候補者となった者の評価配点合計(企画提案評価項目と客観的評価項目の点数を合計した総合点)が6割に満たないときは、候補者の選定を行わず、再公募するものとする。

企画提案者が1者の場合(前段の規定により失格となった者を除く。)において、その総合点が6割以上を得たときは、当該提案者を候補者として決定する。総合点が6割に満たない場合は、候補者の選定を行わず、再公募するものとする。

(2) 結果通知

審査結果は、候補者が決定した後、速やかに本審査参加者全員に書面で通知するとともに、亀岡市ホームページに掲載する。

なお、審査結果通知日から契約を締結するまでに国や地方公共団体等の指名停止に該当する行為を行ったときは、当該審査結果を取り消すことがある。

13 契約締結

審査の結果、候補者として決定した者と本業務の契約交渉を行う。なお、次のいずれかに該当し、その者と契約が締結できない場合は、次点者と契約交渉を行うものとする。

- (1) 「5 参加資格」の要件に定める要件を満たすことができなくなったとき。
- (2) 契約交渉が成立しないとき又は候補者が本契約の締結を辞退したとき。
- (3) 提出書類、企画提案書等に虚偽の記載が判明したとき。
- (4) その他の理由により契約の締結が不可能となったとき。

14 情報公開及び提供

本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、亀岡市情報公開条例(平成12年亀岡市条例第32号)に基づき公開する。

15 その他

- (1) 本プロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 参加申込(参加表明)後に本プロポーザルを辞退する時は、辞退届(様式7)を提出すること。
- (3) 企画提案書等に記載した担当者等は、原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由による変更を行う場合は、変更前に発注者の了承を得なければならない。
- (4) 業務の一部再委託は原則として認めない。ただし、投票日当日の投票所における電子投票システムの運営に係る支援員等、企画提案書において再委託先及び業務範囲が明確にされているものについては、この限りではない。
- (5) 提出書類等は返却しない。
- (6) 審査により選定された候補者は、業務委託にかかる「プロポーザル審査結果通知書」受理日から優先契約交渉事業者となり、再度、細部にわたり協議、調整を行い、契約を締結することとする。
- (7) 契約書に係る仕様書は、本市が示した仕様書及び選定された提案に基づき、契約予定者と発注者が協議の上、決定することとする。
- (8) 発注者は、提案書類等を提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (9) 発注者は、提出書類等を審査に必要な範囲において、複製できるものとする。
- (10) 次の場合、提出書類等は無効とする。
 - ア 提出期限を過ぎて提出された場合
 - イ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
 - ウ 提出書類等の作成にあたって不正行為が判明した場合
 - エ 提出書類等の内容が示された条件に適合していない場合
- (11) 審査結果に対する異議申立ては受け付けない。
- (12) 本プロポーザルを途中で辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取扱いを受けることはない。
- (13) 不測の事態があった場合、本案件の執行をやむを得ず中止することがある。

16 事務局

〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地
亀岡市選挙管理委員会事務局
電話番号:0771-25-5057
FAX番号:0771-24-5501
電子メール:soumu@city.kameoka.lg.jp